

資料

平成 2 8 年第 4 回定例市議会議案
条例新旧対照表

議案第 6 1 号	市税条例等の一部改正について	
	市税条例の一部改正案（第 1 条関係）	1
	市税条例等の一部を改正する条例の一部改正案（第 2 条関係）	8
議案第 6 2 号	職員の退職手当に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	
	職員の退職手当に関する条例の一部改正案（第 1 条関係）	9
	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正案（第 2 条関係）	1 1
議案第 6 3 号	藤井寺市議会議員及び藤井寺市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例及び藤井寺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正について	
	藤井寺市議会議員及び藤井寺市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正案（第 1 条関係）	1 2
	藤井寺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正案（第 2 条関係）	1 4

議案第 61 号

市税条例等の一部改正について

○市税条例（昭和56年藤井寺市条例第1号） 新旧対照表
（第1条関係）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;"><u>（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）</u></p> <p>第14条の4 <u>所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第18条及び第21条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第20条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</u></p> <p>（1） <u>第20条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第14条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。</u></p> <p>（2） <u>第23条から第24条まで、第24条の2第1項並びに附則第4条第1項、第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第24条の2第1項並びに附則第4条</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p>

改正後	改正前
<p><u>第1項、第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</u></p> <p><u>(3) 第25条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第14条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。</u></p> <p><u>(4) 附則第3条の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p><u>3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第18条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第21条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>規定により読み替えられた第20条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</u></p> <p>4 <u>前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第27条第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの）に限り、その時までに提出された第28条第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。</u></p> <p>5 <u>第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>第20条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第14条の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。</u></p> <p>(2) <u>第23条から第24条まで、第24条の2第1項並びに附則第4条第1項、第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第24条の2第1項並びに附則第4条第1項、第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</u></p> <p>(3) <u>第25条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第14条の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。</u></p>	

改正後	改正前
<p>(4) <u>附則第3条の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第14条の4の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第18条及び第21条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第20条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から<u>租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項に規定する限度税率</u>（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第20条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、<u>附則第14条の4の2第1項に規定する条約適用利子等の額</u>」とする。</p> <p>(2) 第23条から第24条まで、第24条の2第1項並びに<u>附則第4条第1項、第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第14条の4の2第1項</u>の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第24条の2第1項並びに<u>附則第4条第1項、第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第14条の4の2第1項</u>の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第14条の4の2第1項</u>の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p>	<p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第14条の4 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第18条及び第21条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第20条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から<u>同法第3条の2の2第1項に規定する限度税率</u>（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第20条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、<u>附則第14条の4第1項に規定する条約適用利子等の額</u>」とする。</p> <p>(2) 第23条から第24条まで、第24条の2第1項、<u>附則第4条第1項、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第14条の4第1項</u>の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第24条の2第1項、<u>附則第4条第1項、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第14条の4第1項</u>の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第14条の4第1項</u>の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p>

改正後	改正前
<p>(3) 第25条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第14条の4の2第1項</u>に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは<u>租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第16項</u>に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する<u>特定給付補填金等に係る雑所得等の金額</u>」とする。</p> <p>(4) 附則第3条の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに<u>附則第14条の4の2第1項</u>に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第14条の4の2第1項</u>の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第18条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、<u>同条及び第21条の規定にかかわらず</u>、他の所得と区分し、その前年中の<u>租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項</u>に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第20条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が<u>租税条約等実施特例法第3条の2の2第3項</u>の規定の適用を受ける場合には、100分の3）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第20条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、<u>附則第14条の4の2第3項後段</u>に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>	<p>(3) 第25条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第14条の4第1項</u>に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは<u>租税条約等実施特例法第3条の2第16項</u>に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する<u>特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額</u>」とする。</p> <p>(4) 附則第3条の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに<u>附則第14条の4第1項</u>に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第14条の4第1項</u>の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第18条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、<u>第18条及び第21条の規定にかかわらず</u>、他の所得と区分し、その前年中の<u>同法第3条の2の2第12項</u>に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第20条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が<u>同法第3条の2の2第3項</u>の規定の適用を受ける場合には、100分の3）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第20条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、<u>附則第14条の4第3項</u>に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>

改正後	改正前
<p>(2) <u>第23条から第24条まで、第24条の2第1項並びに附則第4条第1項、第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第24条の2第1項並びに附則第4条第1項、第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の4の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</u></p> <p>(3) 第25条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第14条の4の2第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第3条の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条の4の2第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の4の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第24条の2の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第14条の4の2第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第27条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基</p>	<p>(2) <u>第23条から第24条まで、第24条の2第1項、附則第4条第1項、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項の規定の適用については、第23条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項前段、第24条、第24条の2第1項、附則第4条第1項、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の4第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、<u>第24条の2第1項中「第18条第4項」とあるのは「附則第14条の4第4項」とする。</u></u></p> <p>(3) 第25条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第14条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第3条の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の4第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第24条の2の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第14条の4第3項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第27条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつ</p>

改正後	改正前
<p>礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第18条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p>	<p>た条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第18条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p>

○市税条例等の一部を改正する条例（平成28年藤井寺市条例第22号） 新旧対照表
 （第2条関係）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（市民税に関する経過措置）</p> <p>第2条 第1条の規定による改正後の市税条例（以下「新条例」という。）第35条第4項の規定は、<u>この条例の施行の日以後に新条例第35条第2項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 新条例第22条の規定は、<u>前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。</u></p> <p>4 新条例第44条第5項及び第45条第4項の規定は、<u>この条例の施行の日以後に新条例第44条第3項又は第45条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（市民税に関する経過措置）</p> <p>第2条 第1条の規定による改正後の市税条例（以下「新条例」という。）第35条第4項の規定は、<u>前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第35条第2項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 新条例第22条の規定は、<u>前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。</u></p> <p>4 新条例第44条第5項及び第45条第4項の規定は、<u>前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に新条例第44条第3項又は第45条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。</u></p>

議案第 62 号

職員の退職手当に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

○職員の退職手当に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第22号） 新旧対照表
（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 勤続期間6月以上で退職した職員（第7項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。）を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額</p> <p>6 勤続期間6月以上で退職した職員（第8項の規定に該当する者を除く。）であつ</p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 勤続期間6月以上で退職した職員（第7項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、<u>その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するもののうち、</u>第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。）を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項前段の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額</p> <p>6 勤続期間6月以上で退職した職員（第8項の規定に該当する者を除く。）であつ</p>

改正後	改正前
<p>て、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>7～10 (略)</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者</u> 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額</p> <p>12～14 (略)</p> <p>15 第11項の規定は、<u>第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。)</u>及び第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6箇月を経過していないものを含む。)について準用する。この場合において、第11項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。</p> <p>16・17 (略)</p>	<p>て、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、<u>その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</u></p> <p>7～10 (略)</p> <p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は<u>広域求職活動費</u>の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする者</u> 雇用保険法第59条第2項に規定する広域求職活動費の額に相当する金額</p> <p>12～14 (略)</p> <p>15 第11項の規定は、第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(これらの規定による退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6箇月を経過していないものを含む。)について準用する。この場合において、第11項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。</p> <p>16・17 (略)</p>

○企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年藤井寺市条例第11号） 新旧対照表
 （第2条関係）

改正後	改正前
<p>(退職手当)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 勤続期間6月以上で退職した職員（次項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、その者が同法に規定する高年齢求職者給付金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 前3項に定めるもののほか、第4項又は前項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で管理者が指定するものに対しては、雇用保険法に規定する技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費に相当する金額を同法の規定による当該給付の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</p>	<p>(退職手当)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 勤続期間6月以上で退職した職員（次項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、<u>その者が退職の際勤務していた当該地方公営企業の事業を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、その者が同法に規定する高年齢求職者給付金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</u></p> <p>6 (略)</p> <p>7 前3項に定めるもののほか、第4項又は前項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で管理者が指定するものに対しては、雇用保険法に規定する技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は広域求職活動費に相当する金額を同法の規定による当該給付の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</p>

議案第 63 号

藤井寺市議会議員及び藤井寺市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例及び藤井寺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正について

○藤井寺市議会議員及び藤井寺市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（平成6年藤井寺市条例第1号） 新旧対照表
（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(選挙運動用自動車の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>15,800円</u>を超える場合には、<u>15,800円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車</p>	<p>(選挙運動用自動車の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>15,300円</u>を超える場合には、<u>15,300円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車</p>

改正後	改正前
<p>(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第8条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>525円6銭</u>にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>310,500円</u>を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。))を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じてポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。))を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p>	<p>(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,350円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第8条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、<u>510円48銭</u>にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>301,875円</u>を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。))を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じてポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。))を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p>

○藤井寺市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例（平成19年藤井寺市条例第6号） 新旧対照表
 （第2条関係）

改正後	改正前
<p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が前条の規定に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円51銭</u>を超える場合は、<u>7円51銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号（選挙運動用ビラに係る部分に限る。次条において同じ。）に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(公費負担の限度額)</p> <p>第5条 前条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円51銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た額とする。</p>	<p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が前条の規定に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円30銭</u>を超える場合は、<u>7円30銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号（選挙運動用ビラに係る部分に限る。次条において同じ。）に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(公費負担の限度額)</p> <p>第5条 前条の規定による公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円30銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た額とする。</p>

